

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年11月）

＜ 改定後 令和6年11月 ＞	＜ 現行 令和6年4月 ＞												
宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領	宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領												
<p>第1～第3【略】</p> <p>(発注種別)</p> <p>第3 週休2日の種別は「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「交替制」とすることができる。</p> <p>(1) 現場閉所型 : 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態とすることで休日確保の取組を行う。</p> <p>(2) 交替制 : 現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</p> <p>【第I編】現場閉所型</p> <p>第4～第6【略】</p> <p>(積算方法)</p> <p>第7 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした以下の補正係数及び第5項の補正係数を各経費に乗じるものとする。</p> <p>なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上 </td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> </table>		4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	労務費	1.02	機械経費 (賃料)	1.02	<p>第1～第3【略】</p> <p>(発注型式・種別)</p> <p>第3 発注型式は、発注者指定型とする。また、週休2日の種別は「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「交替制」とすることができる。</p> <p>(1) 発注者指定型 : 発注者が、週休2日に取り組むことを指定し、当初積算において週休2日に係る補正を計上している工事。</p> <p>(2) 現場閉所型 : 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態とすることで休日確保の取組を行う。</p> <p>(3) 交替制 : 現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</p> <p>【第I編】発注者指定型 (現場閉所型)</p> <p>第4～第6【略】</p> <p>(積算方法)</p> <p>第7 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした以下の補正係数及び第5項の補正係数を各経費に乗じるものとする。</p> <p>なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上 </td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> </table>		4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	労務費	1.05	機械経費 (賃料)	1.04
	4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上												
労務費	1.02												
機械経費 (賃料)	1.02												
	4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上												
労務費	1.05												
機械経費 (賃料)	1.04												

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年11月）

＜ 改定後 令和6年11月 ＞			＜ 現行 令和6年4月 ＞		
	共通仮設費（率分）	1.02		共通仮設費（率分）	1.04
	現場管理費（率分）	1.05		現場管理費（率分）	1.09
2～4【略】			2～4【略】		
5 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。			5 市場単価方式による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。		
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数			市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数		
名称	区分	補正係数	名称	区分	補正係数
		4週8休以上			4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.02	鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.02		撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.02		撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	防護柵設置工（落石防止柵）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.02		撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.02		撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.01	道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.02		撤去	1.05
法面工		1.01	法面工		1.02
吹付砕工		1.01	吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.01	軟弱地盤処理工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01	橋面防水工		1.02

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年11月）

＜ 改定後 令和6年11月 ＞	＜ 現行 令和6年4月 ＞																					
土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	【追加】																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">名称</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 70%;">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画線工</td> <td></td> <td style="text-align: center; color: red;">1.02</td> </tr> <tr> <td>排水構造物工</td> <td></td> <td style="text-align: center; color: red;">1.02</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック積工</td> <td></td> <td style="text-align: center; color: red;">1.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造物とりこわし工</td> <td style="text-align: center;">機械</td> <td style="text-align: center; color: red;">1.02</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人力</td> <td style="text-align: center; color: red;">1.02</td> </tr> <tr> <td>鋼橋塗装工</td> <td></td> <td style="text-align: center; color: red;">1.01</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数	4週8休以上	区画線工		1.02	排水構造物工		1.02	コンクリートブロック積工		1.00	構造物とりこわし工	機械	1.02	人力	1.02	鋼橋塗装工		1.01	
名称			区分	補正係数																		
	4週8休以上																					
区画線工		1.02																				
排水構造物工		1.02																				
コンクリートブロック積工		1.00																				
構造物とりこわし工	機械	1.02																				
	人力	1.02																				
鋼橋塗装工		1.01																				
第8【略】	第8【略】																					
【第Ⅱ編】交替制	【第Ⅱ編】発注者指定型（交替制）																					
第9～第11 【略】	第9～第11 【略】																					
<p>第12 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした以下の補正係数を各経費に乘じるものとする。</p> <p>なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</p>	<p>第12 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした以下の補正係数を各経費に乘じるものとする。</p> <p>なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 70%; text-align: center;">4週8休以上 休日率 28.5% (8日/28日) 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center; color: red;">1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td style="text-align: center; color: red;">1.01</td> </tr> </tbody> </table>		4週8休以上 休日率 28.5% (8日/28日) 以上	労務費	1.02	現場管理費（率分）	1.01	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 70%; text-align: center;">4週8休以上 休日率 28.5% (8日/28日) 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table>		4週8休以上 休日率 28.5% (8日/28日) 以上	労務費	1.05	現場管理費（率分）	1.03									
	4週8休以上 休日率 28.5% (8日/28日) 以上																					
労務費	1.02																					
現場管理費（率分）	1.01																					
	4週8休以上 休日率 28.5% (8日/28日) 以上																					
労務費	1.05																					
現場管理費（率分）	1.03																					

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年11月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年11月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和6年4月 ＞</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。</p> <p>この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和6年11月1日から施行する。ただし、令和6年10月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。</p> <p>この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年11月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年11月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和6年4月 ＞</p>											
<p>別紙2 入札公告及び特記仕様書への「週休2日工事」である旨の明示 1. 入札公告への明示 「週休2日工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日工事（現場閉所型・交替制）の対象である。 <u>↑ どちらかを記載すること</u></p> </div> <p>2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">15 「週休2日工事」の適用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 「週休2日工事」</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○実施困難工事</td> <td> 1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「通期の週休2日」を行うものとする。 2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table> </td> </tr> </table></td></tr></tbody> </table>	15 「週休2日工事」の適用の有無		(1) 「週休2日工事」	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○実施困難工事</td> <td> 1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「通期の週休2日」を行うものとする。 2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「 通期の週休2日 」を行うものとする。 2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「 実施困難工事 」として、下欄にその理由を記載する。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table>	実施困難工事の理由	(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため
15 「週休2日工事」の適用の有無												
(1) 「週休2日工事」	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○実施困難工事</td> <td> 1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「通期の週休2日」を行うものとする。 2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「 通期の週休2日 」を行うものとする。 2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「 実施困難工事 」として、下欄にその理由を記載する。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table>	実施困難工事の理由	(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため			
◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「 通期の週休2日 」を行うものとする。 2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「 実施困難工事 」として、下欄にその理由を記載する。										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table>	実施困難工事の理由	(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため								
実施困難工事の理由	(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため											
(2) 「週休2日工事」の種別	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎現場閉所型</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎交替制</td> <td> 現場閉所型:巡回・コントロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉鎖する。 交替制:現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。 </td> </tr> </table>	◎現場閉所型	◎交替制	現場閉所型 :巡回・コントロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉鎖する。 交替制 :現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。								
◎現場閉所型	◎交替制	現場閉所型 :巡回・コントロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉鎖する。 交替制 :現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。										

 別紙2 入札公告及び特記仕様書への「週休2日工事」である旨の明示 1. 入札公告への明示 「週休2日工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。 入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日工事（発注者指定型（現場閉所型）・発注者指定型（交替制））の対象である。 ↑ どちらかを記載すること 2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。 | 15 「週休2日工事」の適用の有無 | | | | | | | | | | |-------------------|--|--|-----------|--|--|--|---|-----------|---| | (1) 「週休2日工事」 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○実施困難工事</td> <td> 1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。
 なお、「週休2日工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。
 2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。
 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例)
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | ◎対象 | ○実施困難工事 | 1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。
なお、「週休2日工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。
2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。
3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「 実施困難工事 」として下欄にその理由を記載する。 | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例)
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table> | 実施困難工事の理由 | (例)
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため | | ◎対象 | ○実施困難工事 | 1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。
なお、「週休2日工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。
2. 実施要領は農政庁農政課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているの参照すること。
3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「 実施困難工事 」として下欄にその理由を記載する。 | | | | | | | | | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施困難工事の理由</td> <td>(例)
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td> </tr> </table> | 実施困難工事の理由 | (例)
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため | | | | | | | 実施困難工事の理由 | (例)
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため | | | | | | | | | || (2) 「週休2日工事」の型式 | | | | | |----------------|--------------|--| | ◎発注者指定型（現場閉所型） | ○発注者指定型（交替制） | 当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 | |----------------|--------------|--| |